

フリーローン「シンプル」

令和5年4月3日現在

項目	内容
商品名	フリーローン「シンプル」
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 ・年齢が満20歳以上の方かつ完済時80歳以下で電話連絡が可能な方 ・安定継続した収入がある方（当金庫で年金を受給されている方、世帯収入がある専業主婦の方もお申込みいただけます） ・株式会社クレディセゾンからの保証を受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方
お使いみち	原則としてご自由です。 ただし、お使いみちを確認させていただきます。 また、現在ご利用中のローンの借換資金にもご利用いただけます。 ※事業性資金の場合は「ビジネスシンプル」がご利用いただけます。
お借入金額	10万円以上500万円以下（1万円単位） ※すでに「シンプル」もしくは「ビジネスシンプル」をお借入れの方は、「シンプル」および「ビジネスシンプル」のお借入残高を合わせて500万円以内となります。
お借入期間 （ご返済回数）	120ヵ月以内 （ご返済回数6回以上120回以内となります）
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。
ご返済方法	毎月元利均等返済 お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、第1回返済日以後1ヵ月毎の応当日（約定返済日）に、指定預金口座から自動振替により、お利息とともにご返済いただきます。 （1）元利均等毎月返済（毎月5千円以上、1千円単位の元利金均等定額に分割） （2）ボーナス時増額返済併用（年2回、6ヵ月ごとに増額返済） ただし、ボーナス返済元金総額は、お借入金額の50%以内（1千円単位）といたします。
ご返済日	毎月返済におけるご返済日は、6日、16日、26日のうちお客様がご指定された日とし、2回目以降のご返済日はその応当日となります。 なお、初回返済日は、お借入日の翌日から数えて16日目以降40日以内に到来する上記の応当日となります。 ご返済日が当金庫の休業日の場合は、その翌営業日となります。
ご返済口座	ご指定の当金庫におけるご本人名義の普通預金口座（総合口座）とします。
お借入利率	保証会社の保証審査結果に応じてお借入利率が決定します。 （1）優遇保証（コースA）：固定金利 年利5.00%（保証料を含みます） （2）通常保証1（コースB）：固定金利 年利6.50%（保証料を含みます） （3）通常保証2（コースB）：固定金利 年利9.85%（保証料を含みます） （4）デュアル審査保証（コースC）：固定金利 年利14.90%（保証料を含みます）
お利息の計算方法 （付利単位100円）	元利均等返済：月割計算となります。1年を12ヵ月とした月割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 （1）お借入日から第1回返済日までの期間の約定利息 （2）繰上返済の場合の未収利息 （3）延滞損害金
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）

フリーローン「シンプル」

商品概要説明書

項目	内容
団体信用生命保険	本ローンには団体信用生命保険の付保はありません。
保証人・担保	株式会社クレディセゾンが保証いたしますので、保証人や担保は不要です。
保証料	お支払いいただく金利に含まれます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入実行時、証書貸付用紙代 550円（消費税込）を申し受けます。 ・ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料 5,500円（消費税込）を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が 10万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。 ・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となることが必要です。 ・諾否の回答は、原則受付当日に行います。 ・本ローンは、スマートフォン、インターネットからのWEB仮審査申込みや、仮審査申込書によるFAX申込等非対面での受付ができる商品です。なお、正式なお借入れのお申込みおよびご契約は諾否結果通知後、営業店窓口等において対面式で行います。